

第2回 筑前町農業委員会総会 会議録

1. 開催日時 平成30年5月10日(水) 15時から17時05分

2. 開催場所 コスモスプラザ2階 視聴覚室

3. 出席委員 (18名)

井上 治康	会長		山口 弘行	委員
北原 康徳	会長代理	(欠席)	柿原 栄司	委員
税田 悟	委員		焼山 穂積	委員
内藤 茂正	委員		平山 文雄	委員
川波 康利	委員		平田 豊美	委員
田邊 直美	委員		神本 明彦	委員
山田 善悟	委員		倉掛 喜人	委員
柳 幸敏	委員		前田 政實	委員
段浦 眞由美	委員		矢野 榮	委員
熊本 福實	委員			

4. 付議事項

議事

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第2号 経営主変更承認届について

報告第3号 公共事業に関する農地の一時利用届について

議案第1号 平成30年5月期農用地利用集積計画の審議について

議案第2号 農地改良行為届について

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について(農業委員会処分)

議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請について(県知事処分)

議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について(県知事処分)

議案第6号 農地移動適正化あっせん申し出及び、あっせん委員の選任について

議案第7号 下限面積(別段の面積)の設定について

議案第8号 平成30年度春季農作業協定標準賃金について

その他

5. 議事録署名人に指名された委員の氏名

内藤 茂正 委員、 川波 康利 委員

6. 事務局出席者

事務局長 近藤 亮太、 係長 谷口 謙司、 林田 真弓

(会議経過)

発言者	議題・発言内容・決定事項
事務局	<p>ただ今から、平成30年度第2回筑前町農業委員会総会をはじめさせていただきます。</p> <p>なお、2番 北原会長代理から欠席届が出ておりますが、現在の出席数は委員定数19名の過半数を超えておりますので総会は成立しております。</p> <p>それでは、農業委員憲章を全員で読みあげたいと思いますので、ご起立の程よろしく申し上げます。</p> <p>(全員で農業委員憲章を読む)</p>
事務局	<p>ご着席をお願いします。</p> <p>次第2、会長あいさつでございます。会長よろしく申し上げます。</p>
会長	<p>(会長あいさつ)</p>
事務局	<p>ありがとうございます。</p> <p>続きまして、次第3 議事録署名人の指名です。会長よろしく申し上げます。</p>
会長	<p>議事録署名人の指名をいたします。3番 内藤委員と4番 川波委員にお願いします。</p>
事務局	<p>よろしく申し上げます。それでは次第4 付議事項に移りますが、ここからは会長が議長として議事を進めていただきますのでよろしく申し上げます。</p>
議長	<p>それでは、付議事項にはいります。</p> <p>報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書1ページをお開きください。</p> <p>報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、農地法第18条第6項及び農地法施行規則第68条の規定により、通知があったのでここに報告する。貸借の終了18条通知。本日付、会長名でございます。</p> <p>(報告第1号 番号1～番号7を読みあげる)</p>
事務局	<p>以上ご報告申しあげます。</p>
議長	<p>報告第1号農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局の説明が終わりました。これから質疑に入りますが、質問をされるかたは挙手のうえ委員席番号と氏名を述べて発言をお願いします。</p> <p>それでは、報告第1号について何か質問はありませんか。</p> <p>(質問なし)</p>
議長	<p>ないようですので、報告第1号は承認されたものとして次にまいります。</p> <p>報告第2号 経営主変更承認届について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書3ページをお開きください。</p> <p>報告第2号 経営主変更承認届について、上記について次のとおり報告する。本日付、会長名でございます。理由、経営主変更承認届が提出されたので報告する。</p>

事務局	<p>(報告第2号 番号1～番号15を読みあげる)</p> <p>以上ご報告申しあげます。</p>
議長	<p>報告第2号 経営主変更承認届について、事務局の説明が終わりました。 それでは、報告第2号について何か質問はありませんか。</p> <p>(質問なし)</p>
議長	<p>ないようですので、報告第2号は承認されたものとして次にまいります。 報告第3号 公共事業に関する農地の一時利用届について、事務局より、説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書7ページをお開きください。 報告第3号 公共事業に関する農地の一時利用届について、上記について次のとおり提出する。本日付 会長名でございます。理由 公共事業に関する農地の一時利用届が提出されたので報告する。</p> <p>(報告第3号 番号1を読みあげる)</p>
事務局	<p>以上ご報告申しあげます。</p>
議長	<p>報告第3号 公共事業に関する農地の一時利用届について、事務局の説明が終わりました。 それでは、報告第3号について何か質問はありませんか。</p> <p>(質問なし)</p>
議長	<p>ないようですので、報告第3号は承認されたものとして次にまいります。 議案第1号 平成30年5月期農用地利用集積計画の審議について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書8ページをお開きください。 議案第1号 平成30年5月期農用地利用集積計画の審議について、上記について次のとおり審議を求める。本日付け、会長名でございます。</p> <p>(議案第1号を読みあげる)</p>
事務局	<p>以上の計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上ご提案申しあげます。</p>
議長	<p>議案第1号 平成30年5月期農用地利用集積計画の審議について、事務局の説明が終わりました。 それでは、何か質問はありませんか。</p> <p>(質問なし)</p>
議長	<p>ないようですので採決に移ります。 議案第1号に賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員賛成)</p>

議 長	議案第1号は全員賛成にて可決をいたします。次にまいります。 議案第2号 農地改良行為届についての番号1について、事務局から説明をお願いします。
事務局	議案書12ページをお開きください。 議案第2号 農地改良行為届について 上記について、次のとおり提出する。 本日付 会長名でございます。理由 農地改良行為届が提出されたので、審議を求める。 (番号1を読みあげる)
事務局	以上ご提案申しあげます。
議 長	議案第2号 農地改良行為届についての番号1について、事務局の説明が終わりました。 担当委員から説明をお願いします。
3 番	現場はみました。排水等についても問題はないと思います。
議 長	それでは、事務局の説明、担当委員から説明が終わりました。 ご質問はありませんか。
16番	申請者本人が地上げされるんですね。2,3か月で1mの地上げが出来るんでしょうか。
事務局	息子さんが土木業をされているという事で、息子さんが土を入れるという事で聞いております。なお、この周りの農地はすべて申請者の農地と聞いております。水利に関しても山水という事で周りに迷惑をかける事はないと聞いております。申請地は2, 428㎡となっておりますが、耕作面積は1, 000㎡台になっており、かなり法面があるところで、1mとは書いてありますが、実際は法面を上げるような形になるので、法面が減る分、耕作面積が増えると思いますけども、本人さんからは、3か月以内でと聞いております。以上です。
議 長	よろしいですか。他に質問はありませんか。
18番	法面が流れたり、いろいろな問題が出ないかなと思いますが、半分ぐらい山のようにするんですね。
事務局	位置図の5ページを見て頂いてよろしいでしょうか。×印の所が申請地になります。申請地の四角が書いてある下のあたりも申請者の農地という事で聞いております。下の所に土がいかないという事がもちろんの事ですが、地域から了承が出ているという事が一つと、下にある農地が申請者本人という事ですので、十分気を付けて流れないように施工されるのではないかと思っておりますが、現地を直接見たわけではないのでそのあたりは、担当委員さんからお願いします。
3 番	6ページをご覧ください。盛土の状況、現況地盤から盛土地盤という事で、1mの盛土をする場合の法面ですかね、このようになっています。1mの法をユンボで叩いて固めるので下には流れないと思われま。
議 長	どうでしょうか。時期的に梅雨の時期になるので心配ですが、どのような土かはわかりませんが、自分の所ですので、迷惑はかけないようにされるのでしょうか。もし、被害が出れば復旧するという事でよろしいでしょうか。 他に質問はありませんか。 (質問なし)

議 長	<p>質問がないようですので、採決に移ります。 議案第2号の番号1に、賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員賛成)</p>
議 長	<p>議案第2号の番号1は全員賛成にて可決をいたします。次にまいります。 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請についての番号1について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書13ページをお開きください。 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について 3条農業委員会許可分 本日付会長名でございます。理由 農地法第3条の規定による許可申請書が農地法施行令第3条第1項の規定により提出されたので、審議を求めます。</p> <p>(番号1を読みあげる)</p>
事務局	<p>場所につきましては、別紙の配置図7ページをご覧ください。 次に審査基準につきましては、14ページの調査書 番号1をご覧ください。 以上ご提案申しあげます。</p>
議 長	<p>議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請についての番号1について、事務局の説明が終わりました。それでは、質問はありませんか。</p> <p>(質問なし)</p>
議 長	<p>質問がないようですので、採決に移ります。 議案第3号の番号1に賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員賛成)</p>
議 長	<p>議案第3号の番号1は全員賛成にて可決をいたします。次にまいります。 議案第3号の番号2について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>(番号2を読みあげる)</p> <p>場所につきましては、別紙の配置図8～10ページをご覧ください。 次に審査基準につきましては、14ページの調査書 番号2をご覧ください。 以上 ご提案申しあげます</p>
議 長	<p>議案第3号の番号2について、事務局の説明が終わりました。 それでは、質問はありませんか。</p> <p>(質問なし)</p>
議 長	<p>質問がないようですので、採決に移ります。 議案第3号の番号2に、賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員賛成)</p>
議 長	<p>議案第3号の番号2は全員賛成にて可決をいたします。次にまいります。</p>

事務局	<p>議案第3号の番号3について、事務局より説明をお願いします。</p> <p>(番号3を読みあげる)</p> <p>場所につきましては、別紙の配置図11～12ページをご覧ください。 次に審査基準につきましては、14ページの調査書 番号3をご覧ください。 以上 ご提案申しあげます。</p>
議長	<p>議案第3号の番号3について、事務局の説明が終わりました。 それでは、質問はありませんか。</p> <p>(質問なし)</p>
議長	<p>質問がないようですので、採決に移ります。 議案第3号の番号3に、賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員賛成)</p>
議長	<p>議案第3号の番号3は全員賛成にて可決をいたします。次にまいります。 議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請についての番号1について審議にはいりません。事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書15ページをお開きください。 議案第4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について 4条知事許可分 本日付 会長名でございます。 理由 農地法第4条第1項の規定による許可申請書が農地法施行令第7条第1項の規定により提出されたので、審議を求める。</p> <p>(番号1を読みあげる)</p>
事務局	<p>引き続き補足事項につきまして説明いたします。 譲受人は、集合住宅1棟20戸を建築し、家賃収入を得るための転用申請です。 建物としましては、建築面積385.75㎡の木造2階建て1棟の集合住宅を建設し、法人へ貸付する計画となっています。他の法令の許可申請はありません。 次に転用許可基準ですが、立地基準につきましては、申請地は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域内にある農地でありますので、農地の区分は第3種農地と判断します。 一般基準につきましては、申請の目的、実現の確実性、周辺農地への営農条件の支障については、申請の添付書類にて確認しております。以上、ご提案申しあげます。</p>
議長	<p>議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請についての番号1について、事務局の説明が終わりました。 現地調査を行った結果について、担当委員から報告をお願いします。</p>
18番	<p>場所的に地図を見て頂ければ分かるように、国道沿いの田んぼですが、前の方は田んぼとして使用し、裏の方に建設する予定になっております。以上です。</p>
議長	<p>会長代理から補足説明がありましたら、お願いします。</p>
会長代理	<p>別にありません。</p>

議 長	<p>それでは、事務局の説明、現地調査報告等について、ご質問はありませんか。</p> <p>(質問なし)</p>
議 長	<p>ないようですので、採決に移ります。</p> <p>議案第4号の番号1に賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員賛成)</p>
議 長	<p>議案第4号の番号1は、全員賛成にて可決をいたします。次にまいります。</p> <p>議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請についての番号2について審議にはいりません。事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>(番号2を読みあげる)</p> <p>引き続き補足事項につきまして、説明いたします。</p> <p>譲受人は、集合住宅1棟10戸を建築し、家賃収入を得るための転用申請です。</p> <p>建物としましては、建築面積308.64㎡の2階建て1棟の集合住宅を建設する計画となっています。一体利用地として高上〇〇番〇の宅地92.3㎡を合せての転用になります。他の法令の許可申請はありません。</p> <p>次に転用許可基準ですが、立地基準につきましては、申請地は、東側に農地の広がりがあり、概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、農地の区分は第1種農地と判断します。第1種農地は原則不許可であります。既存の集落に接続して建築される集合住宅であることから、第1種農地の不許可の例外規定に該当すると考えます。</p> <p>一般基準につきましては、申請の目的、実現の確実性、周辺農地への営農条件の支障については、申請の添付書類にて確認しております。以上、ご提案申しあげます。</p>
議 長	<p>議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請についての番号2について、事務局の説明が終わりました。</p> <p>現地調査を行った結果について、担当委員から報告をお願いします。</p>
9 番	<p>17ページを見て頂くと分かると思いますが、申請地の両隣に田んぼがあり水が下の田んぼに流れるように、申請地を横切って水路を作るという事で確認を取りました。現場を見た限りでは問題はないと思います。以上です。</p>
議 長	<p>会長代理から補足説明がありましたら、お願いします。</p>
会長代理	<p>現地を見ましたが、問題はないと思います。以上です。</p>
議 長	<p>それでは、事務局の説明、現地調査報告等について、ご質問はありませんか。</p> <p>(質問なし)</p>
議 長	<p>ないようですので、採決に移ります。</p> <p>議案第4号の番号2に賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員賛成)</p>
議 長	<p>議案第4号の番号2は、全員賛成にて可決をいたします。次にまいります。</p> <p>議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についての番号1について、事務局</p>

事務局	<p>より説明をお願いします。</p> <p>議案書16ページをお開きください。</p> <p>議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について 5条知事許可分 本日付会長名でございます。</p> <p>理由 農地法第5条第1項の規定による許可申請書が農地法施行令第15条第1項の規定により提出されたので、審議を求める。</p>
事務局	<p>(番号1を読みあげる)</p> <p>引き続き補足事項につきまして、説明いたします。</p> <p>譲受人は現在、アパート住まいで手狭となっている為、妻の父より申請地を借りて自己の住宅を建築するための転用申請です。</p> <p>建物としましては、木造平屋、建築面積103.97㎡の住宅を建設される計画となっております。尚、他の法令の許可申請はありません。</p> <p>次に転用許可基準ですが、立地基準につきましては、申請地は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域内にある農地でありますので、農地の区分は第3種農地と判断します。一般基準につきましては、申請の目的、実現の確実性、周辺農地への営農条件の支障については、申請の添付書類にて確認しております。以上、ご提案申しあげます。</p>
議長	<p>議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についての番号1について、事務局の説明が終わりました。</p> <p>現況調査を行った結果について担当委員からご報告をお願いします。</p>
2番	<p>前面の道路に排水溝があり雨水はそちらに流すようになっていきますので、問題はないと思います。</p>
議長	<p>会長代理から補足説明がありましたら、お願いします。</p>
会長代理	<p>別にありません。</p>
議長	<p>それでは、事務局説明、現地調査報告等について、質問はありませんか。</p> <p>(質問なし)</p>
議長	<p>ないようですので、採決に移ります。</p> <p>議案第5号の番号1に賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員賛成)</p>
議長	<p>議案第5号の番号1は全員賛成にて可決をいたします。次にまいります。</p> <p>議案第5号の番号2について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>(番号2を読みあげる)</p> <p>引き続き補足事項につきまして、説明いたします。</p> <p>譲受人は、集合住宅1棟8戸を建築し、家賃収入を得るための転用申請です。</p> <p>建物としましては、建築面積234.02㎡の2階建て1棟の集合住宅を建設する計画となっております。他の法令の許可申請はありません。</p> <p>次に転用許可基準ですが、立地基準につきましては、申請地は、東側に農地の広がりがあり、概</p>

	<p>ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、農地の区分は第1種農地と判断します。第1種農地は原則不許可ですが、既存の集落に接続して建築される住宅であることから、第1種農地の不許可の例外規定に該当すると考えます。</p> <p>一般基準につきましては、申請の目的、実現の確実性、周辺農地への営農条件の支障については、申請の添付書類にて確認しております。以上、ご提案申しあげます。</p>
議長	<p>議案第5号の番号2について、事務局の説明が終わりました。</p> <p>現地調査を行った結果について担当委員から報告をお願いします。</p>
10番	<p>24ページを見てください。西側に雨水を流すようになっております。雨水の横に用水路があります。下の方に黒い線があるんですが管を埋けて東側の水路にもっていきます。上下水道とも東側の道路にありますので、問題はないと思います。</p>
議長	<p>会長代理から補足説明がありましたら、お願いします。</p>
会長代理	<p>別に問題はないと思います。</p>
議長	<p>それでは、事務局説明、現地調査報告等について、ご質問はありませんか。</p> <p>(質問なし)</p>
議長	<p>ないようですので、採決に移ります。</p> <p>議案第5号の番号2に賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員賛成)</p>
議長	<p>議案第5号の番号2は全員賛成にて可決をいたします。次にまいります。</p> <p>議案第5号の番号3について、事務局より説明をお願いします。</p> <p>(番号3を読みあげる)</p>
事務局	<p>引き続き補足事項につきまして、説明いたします。</p> <p>譲受人は現在、アパート住まいで手狭となっている為、実家に隣接する申請地を借りて自己の住宅を建築するための転用申請です。建物としましては木造2階建て、建築面積63.76㎡の住宅を建設される計画となっています。尚、他の法令の許可申請はありません。</p> <p>次に転用許可基準ですが、立地基準につきましては、周囲を農地以外の土地に囲まれ、周辺農地との集団性はなく、農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小規模な区域内にある農地であることから第2種農地と判断します。一般基準につきましては、申請の目的、実現の確実性、周辺農地への営農条件の支障については、申請の添付書類にて確認しております。以上、ご提案申しあげます。</p>
議長	<p>議案第5号の番号3について、事務局の説明が終わりました。</p> <p>現地調査を行った結果について担当委員から報告をお願いします。</p>
9番	<p>問題はないと思います。</p>
議長	<p>会長代理から補足説明がありましたら、お願いします。</p>
会長代理	<p>別に問題はないと思います。</p>

議 長	それでは、事務局説明、現地調査報告等について、ご質問はありませんか。
18番	現場は見ましたが、隣との道路の境はどうなりますか。
事務局	他の方の私道になりますので、境に3段のブロックが積まれる計画になっております。
議 長	よろしいですか。他に質問はありませんか。
	(質問なし)
議 長	ないようですので、採決に移ります。 議案第5号の番号3に賛成の方は挙手をお願いします。
	(全員賛成)
議 長	議案第5号の番号3は全員賛成にて可決をいたします。次にまいります。 議案第5号の番号4について、事務局より説明をお願いします。
事務局	(番号4を読みあげる)
	引き続き補足事項につきまして、説明いたします。 譲受人は、集合住宅1棟10戸を建築し、家賃収入を得るための転用申請です。 建物としましては、建築面積294.47㎡の2階建て1棟の集合住宅を建設する計画となっております。他の法令の許可申請はありません。 次に転用許可基準ですが、立地基準につきましては、申請地は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域内にある農地でありますので、農地の区分は第3種農地と判断します。一般基準につきましては、申請の目的、実現の確実性、周辺農地への営農条件の支障については、申請の添付書類にて確認しております。以上、ご提案申しあげます。
議 長	議案第5号の番号4について、事務局の説明が終わりました。 現地調査を行った結果について担当委員から報告をお願いします。
18番	区長、水利委員も印鑑を押してあるので、問題はないと思います。
議 長	会長代理から補足説明がありましたら、お願いします。
会長代理	別に問題はありません。
議 長	それでは、事務局説明、現地調査報告等について、ご質問はありませんか。
	(質問なし)
議 長	ないようですので、採決に移ります。 議案第5号の番号4に賛成の方は挙手をお願いします。
	(全員賛成)
議 長	議案第5号の番号4は全員賛成にて可決をいたします。次にまいります。 議案第5号の番号5について、事務局より説明をお願いします。

事務局	<p>(番号5を読みあげる)</p> <p>引き続き補足事項につきまして、説明いたします。</p> <p>宅地建物取引業の譲受人は、申請地2, 836㎡を購入し、14区画の宅地分譲地として販売する目的での転用申請となっております。通常、造成のみの農地転用は許可されませんが、都市計画法に基づき指定された用途地域内にある農地で宅地建物取引業の免許を取得しているものが行う転用については、例外的に転用が可能となっております。</p> <p>他の法令の許可申請はありません。</p> <p>次に転用許可基準ですが、立地基準につきましては、申請地は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域内にある農地でありますので、農地の区分は第3種農地と判断します。一般基準につきましては、申請の目的、実現の確実性、周辺農地への営農条件の支障については、申請の添付書類にて確認しております。以上、ご提案申しあげます。</p>
議 長	<p>議案第5号の番号5について、事務局の説明が終わりました。</p> <p>現地調査を行った結果について担当委員から報告をお願いします。</p>
2 番	<p>14軒の家が建つようになっていきますので、排水がどうなるのか心配しまして、地元の水利委員と3回程、協議しました。工事の際には、水利委員、関係者と打合せの上実施するようにしています。他は、問題はないと思います。</p>
議 長	<p>会長代理から補足説明がありましたら、お願いします。</p>
会長代理	<p>別に問題はありません。</p>
議 長	<p>それでは、事務局説明、現地調査報告等について、ご質問はありませんか。</p> <p>(質問なし)</p>
議 長	<p>ないようですので、採決に移ります。</p> <p>議案第5号の番号5に賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員賛成)</p>
議 長	<p>議案第5号の番号3は全員賛成にて可決をいたします。次にまいります。</p> <p>議案第6号 農地移動適正化あっせん申し出及び、あっせん委員の選任について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書17ページをお開きください。</p> <p>議案第6号 農地移動適正化あっせん申し出及び、あっせん委員の選任について上記について、次のとおり提出する 本日付 会長名でございます。</p> <p>理由 下記の者から農地移動適正化あっせん申出書が提出されたので、筑前町農地移動適正化あっせん事業実施要領5の規定に基づき、あっせん委員の選任について審議を求める。</p>
事務局	<p>(番号1を読みあげる)</p> <p>あっせん委員 北原委員、矢野委員</p> <p>場所につきましては、別紙の配置図、34ページをご覧ください。</p> <p>(番号2を読みあげる)</p> <p>あっせん委員 北原委員、矢野委員</p> <p>場所につきましては、別紙の配置図、35ページをご覧ください。</p> <p>以上ご提案申しあげます。</p>

議 長	<p>議案第6号 農地移動適正化あっせん申し出及び、あっせん委員の選任について、事務局の説明が終わりました。</p> <p>それでは、ご質問はありませんか。</p> <p>(質問なし)</p>																												
議 長	<p>質問がないようですので採決に移ります。</p> <p>議案第6号に賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>																												
議 長	<p>議案第6号は全員賛成にて可決をいたします。次にまいります。</p> <p>議案第7号 下限面積 別段の面積の設定について、事務局から説明をお願いします。</p>																												
事務局	<p>議案書18ページをご覧ください。</p> <p>議案第7号 下限面積 別段の面積の設定について 上記について、次のとおり提出する。本日付 会長名でございます。</p> <p>理由 農地法第3条第2項第5号の下限面積(別段の面積)については、農業委員会は毎年、下限面積(別段の面積)の設定、又は修正の必要性について審議することとなっていることから、平成30年度 筑前町の下限面積(別段の面積)の設定について、以下のとおり提案いたします。</p> <p>別表1 櫛木・三箇山・黒岩の下限面積 30アール 上記以外の地域 50アール以上、ご提案申しあげます。</p>																												
議 長	<p>議案第7号 下限面積 別段の面積の設定について、事務局の説明が終わりました。</p> <p>それでは、質問はありませんか。</p> <p>(質問なし)</p>																												
議 長	<p>ないようですので採決に移ります。</p> <p>議案第7号に、賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>																												
議 長	<p>議案第7号は全員賛成にて可決をいたします。次にまいります。</p> <p>議案第8号 平成30年度春季農作業協定標準賃金について、事務局から説明をお願いします。</p>																												
議 長	<p>議案書19ページをお開きください。</p> <p>議案第8号 平成30年度春季農作業協定標準賃金について、本日付 会長名でございます。</p> <p>理由 平成30年4月18日に開催された福岡県農業会議 朝倉支部総会 及び 春季農作業賃金改定協議で、本年度の春季農作業賃金が改定されたので承認を求める。</p> <p>筑前町春季農作業協定標準賃金表</p> <table border="0"> <tr> <td>作業名</td> <td>機械田植え</td> <td>10アール当たり</td> <td>苗代別で7,600円</td> </tr> <tr> <td>同じく</td> <td>請負田植え</td> <td>10アール当たり</td> <td>苗代込み(20箱)で19,800円</td> </tr> <tr> <td>同じく</td> <td>箱苗</td> <td>1箱当たり</td> <td>600円</td> </tr> <tr> <td>同じく</td> <td>麦刈り</td> <td>フレコン 10アール当たり</td> <td>13,900円</td> </tr> <tr> <td>同じく</td> <td>麦刈り</td> <td>コンバイン 10アール当たり</td> <td>14,200円</td> </tr> <tr> <td>同じく</td> <td>麦乾燥</td> <td>コンバイン1袋当たり</td> <td>500円</td> </tr> <tr> <td>同じく</td> <td>春田すき</td> <td>10アール当たり</td> <td>5,800円</td> </tr> </table>	作業名	機械田植え	10アール当たり	苗代別で7,600円	同じく	請負田植え	10アール当たり	苗代込み(20箱)で19,800円	同じく	箱苗	1箱当たり	600円	同じく	麦刈り	フレコン 10アール当たり	13,900円	同じく	麦刈り	コンバイン 10アール当たり	14,200円	同じく	麦乾燥	コンバイン1袋当たり	500円	同じく	春田すき	10アール当たり	5,800円
作業名	機械田植え	10アール当たり	苗代別で7,600円																										
同じく	請負田植え	10アール当たり	苗代込み(20箱)で19,800円																										
同じく	箱苗	1箱当たり	600円																										
同じく	麦刈り	フレコン 10アール当たり	13,900円																										
同じく	麦刈り	コンバイン 10アール当たり	14,200円																										
同じく	麦乾燥	コンバイン1袋当たり	500円																										
同じく	春田すき	10アール当たり	5,800円																										

	<p>同じく 荒田すき 10アール当たり 8,100円 同じく 代かき 10アール当たり 5,800円 同じく 土壌改良剤散布作業 10アール当たり 1,600円 同じく 一般農作業 1日8時間当たり 賄い別で6,400円 同じく 果樹作業 1日8時間当たり 賄い別で6,400円 以上、ご提案申しあげます。</p>
議長	<p>議案第8号 平成30年度春季農作業協定標準賃金について、事務局の説明が終わりました。それでは、質問はありませんか。</p> <p>(質問なし)</p>
議長	<p>ないようですので採決に移ります。 議案第8号に、賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>議案第8号は全員賛成にて可決をいたします。 以上をもちまして、本日の報告事項並びに議案の審議はすべて終了致しました。 続きまして、次第5、次第6、次第7、順に事務局より説明及び進行をしてください。</p>
事務局	<p>次第5 その他</p>
事務局	<p>次第6 今後の日程について</p>
事務局	<p>次第7 閉会、閉会のことばを会長代理の代理よりお願いします。</p>
会長代理	<p>これをもちまして、第2回筑前町農業委員会総会を閉会いたします。</p>
	<p>17:05 終了</p>